

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日には、その休日がとる)

鳥取県しゆんせつ船貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県しゆんせつ船貸付規則(昭和三十九年十月鳥取県規則第五十四号)の一部を次のように改正する。

別表中「別表」を「別表(第一条、第四条関係)」に、「八、三六一円」を「一〇、三八三円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

目 次

- ◆規 則 (鳥取県しゆんせつ船貸付規則の一部を改正する規則)
- ◆告 示 (生活保護法による医療機関の指定)
- ◆核 予 防 法 (結核予防法による医療機関の指定)
- ◆被 爆 者 (被爆者一般疾病医療機関の指定)

鳥取県地方労働委員会労働者委員補欠委員候補者推薦要領

土地改良区の設立認可に係る適否の決定(二件)

土地改良事業計画の適否の決定

鳥取県告示第五百二十号

生活保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。

昭和五十年六月十三日

告 示

鳥取県知事 平 林 鴻 三

規 則

鳥取県しゆんせつ船貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十年六月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第三十九号

鳥取県告示第五百二十一号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定に

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
赤山薬局支店	境港市上道町一八五五	昭和五十年五月一日

基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和五十年六月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指 定 年 月 日	医 療 機 関 名	所 在 地
昭和五十年五月二十八日	桑谷至誠堂薬局	米子市万能町九
昭和五十年五月二十八日	仙田薬局	米子市角盤町一丁目二五
和昭五十年五月二十八日	財団法人恵仁会薬局	米子市西町三六一
昭和五十年五月二十八日	有限会社渡部薬局	米子市四日市町八七
昭和五十年五月三十日	遠藤全快堂薬局	米子市日野町二〇

指 定 し た 年 月 日	名 称	所 在 地
昭和五十年六月九日	有限会社山田薬局	米子市道笑町一丁目八
"	有限会社貝田哲雄薬局	境港市松ヶ枝町九
"	有限会社對山堂薬局	本町三〇
"	有限会社赤山薬局	松ヶ枝町三一
"	仙田薬局	米子市角盤町一丁目二五
"	財団法人恵仁会薬局	西町三六ノ一
"	有限会社渡部薬局	四日市町八七
"	桑谷至誠堂薬局	万能町九
"	遠藤全快堂薬局	日野町二〇
"	上原薬局	日野郡江府町江尾一九四

鳥取県告示第五百二十二号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）

第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和五十年六月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五百二十三号

地方労働委員会の委員の候補者の推薦に關し、次のとおり第二十五期鳥取県地方労働委員会労働者委員補欠委員候補者推薦要領を定めたので、労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）第二十一条第一項の規定により推薦を求める。

昭和五十年六月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

第一十五期鳥取県地方労働委員会労働者委員補欠委員候補者推薦要領

一 推薦する者の資格
鳥取県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法（昭和二十四年法律第二百七十四号）第二条の規定に適合する労働組合であるもの。

二 推薦される者の資格
労働組合法第十九条第八項前段に規定する者でないもの。

三 推薦手続
〔1〕推薦する者は、推薦書（様式①）を推薦期間内に、所轄労政事務所を経由して知事に提出すること。
〔2〕推薦する者は、労働組合資格審査申請書（様式②）を推薦期間内に、所轄労政事務所を経由して鳥取県地方労働委員会に提出すること。

四 推薦することができる候補者の数
制限はないが、二人以上の場合には、順位を付すること。
五 推薦の期間
昭和五十年六月十四日から昭和五十年六月二十日まで

様式(1)

推 薦 書

昭 和 年 月 日

鳥取県知事

般

所 在 地

労働組合の名称

代表者名 ㊞

労働組合法施行令第21条第1項の規定により、鳥取県地方労働委員会労働者委員補欠委員候補者として次の者を推薦します。

氏 名	生 年 月 日	現 住 所	労 働 者 の 所 轄 組 合 名 称 及 び そ の 地 位	労 働 者 の 所 轄 職 場 名 称 及 び そ の 地 位	経 历	備 考

(注) 「経歴欄」には、年月日順に学歴・職歴・組合歴等をできるだけ詳細に記入すること。

様式(2)

鳥取県告示第五百一十四号

昭和五十年四月十九日付けで八頭郡八東町大字富枝1-1-1番地太田秀男

ほか十六人の者から申請のあつた丹比土地改良区の設立認可についてれば、
その土地改良事業計画及び定款を審査した結果これを適当と認めたので、
土地改良法(昭和14年法律第百九十五号)第八条第六項の規定による、
次のとおり告示する。

昭和五年六月十九日

鳥取県地方労働委員会
会長 殿

所在地

労働組合名

代表者名



鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県地方労働委員会労働者委員補欠委員候補者の推薦手続に参与し
たいので、労働組合法第5条第1項の規定により資格を審査してくださ
るよう下記の書類を添えて申請します。

- I 縦覧に供する書類の名称
1 土地改良事業計画書及び定款の写し
II 縦覧に供する期間
昭和五十年六月十日から一十日間
III 縦覧に供する場所
八東町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に對し異議があるときは、縦覧期
間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ねばならぬ。

- 1 労働組合の規約
2 労働協約
3 その他資格の立証に必要な資料
(1) 役員名簿
(2) 経理状況
(3) 従業員数及び組合員数(男女別)
(4) 組合事務所の借上状況
(5) 福利厚生の援助を受けている状況
(資格を立証するため、地方労働委員会に手続中のものは、その
旨付記すること。)

鳥取県告示第五百一十四号

昭和五十年一月二十一日せいで西伯郡淀江町大字福岡10-10番地渡辺
茂昭ほか四十二人の者から申請のあつた淀江字田川地区土地改良区の設立
認可についてば、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果これを適
当と認めたので、土地改良法(昭和14年法律第百九十五号)第八条第

六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年六月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

二 縦覧に供する期間

昭和五十年六月十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

三 縦覧に供する場所

淀江町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に對し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百二十六号

昭和五十年四月二十一日付けで溝口町から申請のあつた土地改良（岩立地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年六月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し